

審査基準

三原市の公用車等に給油するガソリン等の調達事務の効率化のため、ガソリン等給油用カード発行等業務の契約を締結するに当たり、契約候補者を選定するための企画提案評価基準について次の通り定める。

1 資格審査

- (1) 契約課において、事業者から提出された様式第1号から第3号の書類及び企画提案書に基づき、参加者が「ガソリン等給油用カード発行等業務受注者公募型プロポーザル選定募集要項」を満たしているか否かを審査する。
- (2) 企画提案に参加した事業者のうち、参加資格を満たしていない者は2の「提案書の審査（書類審査）」を行わない。

2 提案書の審査（書類審査）

- (1) ガソリン等給油カード発行等業務受注者公募型プロポーザル選定委員会の各委員が、1の資格審査により参加資格を満たすことが確認された参加事業者の企画提案書を、次の審査方法により審査する。

(2) 提案書の審査方法

ア 審査内容

- (ア) 評価項目一覧の各項目に関して、企画提案書に記載された内容を審査する。
- (イ) 根拠及び実現方法等が明瞭に記載されているか審査する。

イ 配点基準

配点は、評価項目の重要度に応じ、配点が5点の項目については5点、3点又は0点とする。配点が10点の項目については、10点から0点の範囲内で1点単位で採点する。

ウ 評価方法

- (ア) 各委員が提案について「3 採点基準」により評価し点数化する。
- (イ) 評価点に対する配点割合を各項目の配点に乗じて、得た値を得点とする。
- (ウ) (イ)で算出した各委員の合計得点を総合計し、総得点の高い者を選定する。
- (エ) 評価項目一覧に記載されていない項目及び提案内容については評価の対象としない。また、仕様書及び評価項目一覧に関する提案内容であっても、本業務を遂行する上で必要性や重要性に照らし、必要の範囲を超えるなど、評価に値しないと判断した場合、評価の対象としないことがある。

3 採点基準

(1) 配点が5点の項目

採点区分	採点基準	評価点
a	極めて優れた取り組みや特筆すべき秀逸な提案がある	5点
b	優れた取り組みや提案がなされている	3点
c	採点区分a、bのいずれにも該当しない	0点

- (2) 配点が10点の項目については、10点から0点の範囲内で1点単位で採点する。

選定審査表（評価項目一覧）

項番	項目	配点	提案依頼事項	評価点
1 基本事項				
(1)	基本的な考え方	10	提案する商品を含めた業務に対する会社の考え方を自由に記載すること。	
(2)	受託実績	5	国又は地方公共団体との類似業務の実績について記載すること。 民間企業との類似業務の実績について記載すること。 実績については、1 契約ごとの発行枚数や契約期間を記載すること。	
(3)	コンプライアンス、プライバシーポリシー及び情報セキュリティのための取組体制	10	コンプライアンス、プライバシーポリシー及び情報セキュリティのための取組体制を記述すること。	
2 カードの利便性				
(1)	カードのブランド	5	発行可能なブランド	
(2)	利用可能なガソリンスタンド等	5	市内の給油所で利用可能か。	
(3)	カードの発行名義	5	部署名又は車両（ナンバー）名でのカードの発行が可能か。	
(4)	カードの発行枚数	5	必要枚数が発行できるか。	
(5)	カードの申込みから発行までに要する期間	5	短期間での発行が可能か。	
(6)	カードの発行手続き	5	手続きに要する事務など。	
(7)	亡失や盗難等が発生した場合の対応	5	対応可能な曜日や時間帯等、連絡方法及び連絡から使用停止までの処理期間など。	
(8)	不正利用発生時の対応について	5	亡失・盗難・スキミング等により不正利用が確認された場合の対応。	
(9)	不正利用発生に伴う補償について	5	補償対象となる期間及び補償金額など。	
(10)	請求書の発行について	5	請求書の発行方法、請求明細（内訳）の内容、データ（web）で請求書等の受取が可能か。	
(11)	代金の支払いについて	5	締め日及び支払（引き落とし）日、請求日から支払い日までの期間など。	
(12)	カード利用部署及び管理部署に対するデータの提供体制	5	発行カード毎の利用データ、ガソリンスタンド毎のデータ提供が可能か。管理部署で全てのデータを確認することが可能か。	
3 会費等のコストについて				
(1)	カードの年会費	5	年会費が永年無料であること。	
(2)	カードの発行手数料	5	発行手数料が無料であること。	
(3)	カードの再発行手数料	5	再発行手数料が無料であること。	
		100		